

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

瑞穂市は、国道 21 号が市内を東西に横断し、J R 東海道本線の穂積駅が立地するなど、アクセス性の良さから人口増加が続いている。人口増加率は県内 2 位、15 歳未満の人口割合の高さは県内 1 位となっているが（令和 2 年国勢調査）、今後は、年少人口が経年的に減少する一方、老年人口は増加し、少子高齢化が進行する見込みである。

経済活動市内総生産の構成比は、第 2 次、第 3 次産業の比重が 99% を占め、うち、約 33% が第 2 次産業、約 66% が第 3 次産業である（平成 30 年度岐阜県市町村民経済計算）。また、市内の事業所数のうち中小企業が占める割合は、ほぼ 100%（2016 年 6 月中小企業庁－中小企業・小規模事業者数の集計結果）であり、市内の経済は、第 2 次、第 3 次産業の中小企業が支えていることが分かる。

一方で、瑞穂市を管轄する岐阜労働局管内の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時低下したものの、経済活動の再開に伴い増加に転じ、令和 4 年 12 月には 1.91（岐阜労働局資料）となっており、人材獲得の難しさが課題となっている。さらには、燃料費・電気料の高騰に加え人件費の高騰など、中小企業の経営環境は以前よりも厳しさを増しており、対策が必要である。

そのため、市内の中小企業者に対し、生産性の向上を短期的に実現するための措置を取ることが必要である。そこで、瑞穂市では、中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

#### (2) 目標

瑞穂市では、「瑞穂市中小企業・小規模企業振興基本条例」において、関係機関と連携を図り、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展を図ることとしている。よって、認定経営革新等支援機関を始めとする支援団体との連携を図り、中小企業等の生産性向上を促し、条例の目的達成を図るため、年 3 件の先端設備等導入基本計画の認定（新規及び追加変更）を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性が、国が定める基本方針に基づき年率 3% 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

市内の産業別事業者数を見ると、建設業、製造業、卸売業、小売業など多岐に渡る業種が活動を行っていることから、幅広い業種で生産性向上を実現する必要がある

る。よって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

事業所は、市内全域に分布していることから、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

市内の産業別事業者数を見ると、建設業、製造業、卸売業、小売業など多岐に渡る業種が活動を行っていることから、全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多種多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 雇用の安定に配慮するため、人員削除を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (2) 市は導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を採ることができる。ただし、事業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。
- (3) 認定を受けた事業者は、市が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力を行うこと。
- (4) 健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (5) 市税の滞納があるものは、本認定の対象とならない。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。